



阿品・阿品台地区

土砂災害ハザードマップ

ハザードマップに関するお問い合わせ
 廿日市市 総務部 危機管理課
 住所：廿日市市下平良一丁目 11-1
 電話：0829-30-9102

■土砂災害ハザードマップとは？

このハザードマップは、大雨による土砂災害を想定し地区のみならず話し合いを重ねながら作成したものです。ハザードマップには、災害危険箇所、指定緊急避難場所、避難時の注意箇所などをまとめています。ご家庭などで指定緊急避難場所や避難ルートなどを確認し、早めの避難ができるよう備えておきましょう。

わが家の防災メモ

地図面で指定緊急避難場所や避難ルートなどを確認し、大切なことを書き込んでおきましょう！



家族で決めておくこと

●最寄りの指定緊急避難場所はどこですか？

指定緊急避難場所

●家族の集合場所はどこですか？

集合場所

●家族の連絡先などを書き込んでおきましょう！

氏名	続柄	血液型	生年月日	持病・アレルギー	緊急時の連絡先 (携帯電話・学校・勤め先など)

知っておきたい連絡先

●廿日市市の主な機関・施設

機関名	電話番号
廿日市市役所	0829-20-0001 (代表)
阿品市民センター	0829-36-3630
阿品台市民センター	0829-39-4338
大野東市民センター	0829-56-1013

そのほかにも重要な電話番号があれば書き込んでおきましょう！

●災害用伝言ダイヤル(171)

伝言を録音する

171 → 1 市外局番からの電話番号 → 録音 30秒

伝言を再生する

171 → 2 市外局番からの電話番号 → 再生 30秒

※伝言の録音・再生に必要な電話番号は、「被災地の方」は自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、「被災地以外の方」は連絡を取りたい被災地の方の電話番号をダイヤルしてください。

地域の連絡網

誰から 電話番号 さん から連絡があり、

誰へ 電話番号 さん へ連絡する。

声をかける人、注意が必要な人はいませんか？

防災情報を収集しよう！

防災情報を集める手段は様々なものがあります。使いやすく、自分に合った手段を用いて早めに情報を取得し、身の安全の確保につなげてください。また、停電時にどのように情報を集めるかも考えておきましょう。

防災行政無線

避難情報、避難所開設情報、災害対策本部設置状況など、市内の防災情報や災害時における市役所の活動状況が放送されます。

放送内容が聞こえないときは…

防災行政無線テレホンサービス 防災行政無線の放送内容を電話で確認することができます。

通話料無料 携帯・PHS OK

いこよ はつかいち

0120-154-201

データ放送 (NHK広島放送局)

NHK広島放送局では以下の情報を確認できます。

テレビリモコンのdボタンから必要な情報を入力！

- 土砂災害危険度情報
- 避難情報
- 雨量
- 河川水位
- 防災・生活情報

広島県防災Web

広島県内のさまざまな防災情報を確認できます。

- 気象情報(警報・注意報)
- 避難情報(避難所開設状況)
- 観測情報(雨量・水位・潮位)
- 土砂災害危険度情報

FMはつかいち緊急放送

「廿日市市」「株式会社FMはつかいち」は災害時等における緊急放送協定を結んでおり、緊急情報は深夜や早朝の放送時間外でも放送されます。

FM 廿日市 76.1MHz

メール

あらかじめ受信設定を行っている携帯電話・スマートフォンには、避難情報をはじめとする緊急情報が配信されます。

はつかいち安全・安心メール配信サービス 積極的に活用を！

登録された携帯電話やパソコンに災害情報などをメール配信するサービスです。緊急速報メールなどよりも詳細な情報が届きますので事前に登録をしておいてください。

登録方法

1) 登録用アドレスまたはQRコードを読み取り、空メール(件名・本文不要)を送信してください。

登録用アドレス bousai.hatsukaichi-city@raidan.ktaiwork.jp

QRコード読み取り機能搭載の携帯電話・スマートフォンの場合は、左のQRコードを読み取り、表示内容に従って件名を確認し、メールを送信してください。

2) 数分以内に、登録用URLが記載されたメールが届きますのでURLをクリックしてください。

3) 必要な情報(災害・緊急情報、気象情報)を選択して「次へ」を押します。

4) 入力内容を確認し「登録」を押します。数分以内に登録完了メールが届きます。

※登録・配信にかかる通信費用は利用者の負担となります。
 ※一部の携帯電話では、返信された登録用URLから接続できない場合があります。その際にはお手数ですが危機管理課(0829-30-9102)までお電話ください。

緊急速報「エリアメール」・緊急速報メール

災害が発生した当該エリア内の携帯電話・スマートフォンに、避難勧告などの緊急情報を配信するものです。
 ※受信には事前設定が必要です。詳しくは各携帯電話会社へご確認ください。

安全に避難しよう！

■避難行動とは？

- 指定緊急避難場所への移動
切迫した災害の危険がせまっている場合は、避難ルートを参考に速やかに避難してください。
- 安全な場所への移動
公園、親戚や友人の家などに移動してください。
- 近隣で鉄筋コンクリート等の強度が強く、高い建物への移動
- 建物内の安全な場所での待機
がけから離れた2階の部屋などで待機してください。



■土砂災害に対する避難行動

- 気象予報、避難情報発令の流れ、市民のみなさまの行動を例として示しています。ご自身に置き換えて想像し、どのような避難行動を取るべきかを考える参考にしてください。
- 情報を収集して早めの避難を心がけてください。

警戒レベル3 高齢者等避難

災害リスクのある区域等から高齢者等(高齢者や障害のある人など要配慮者とその支援者)は避難してください。

必要となる行動

- 高齢者や障がい者の方など、避難に時間がかかる方とその支援者は、指定緊急避難場所等へ立ち退き避難する。
- その他の人は、立ち退き避難の準備を整えたとともに、気象情報等に注意を払う。
- 被害のおそれが高い区域の住民等は自主的な避難を開始する。

警戒レベル4 避難指示

災害リスクのある区域等から全員避難してください。

必要となる行動

- 指定緊急避難場所等へ立ち退き避難する。
- 指定緊急避難場所等への立ち退き避難が危険であると自ら判断する場合には、緊急的な待避場所への避難や屋内で安全を確保する。

警戒レベル5 緊急安全確保

災害が発生している又は切迫している状況です。直ちに安全を確認してください。

必要となる行動

- 立ち退き避難をしていない場合は、直ちに立ち退き避難する。
- 指定緊急避難場所等への立ち退き避難が危険であると自ら判断する場合には、緊急的な待避場所への避難や屋内で安全を確保する。

特別警報

避難情報や避難情報の発令基準について詳しく知りたい方は、廿日市市ホームページに掲載している「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(概要版)」をご確認ください。

特別警報

避難情報や避難情報の発令基準について詳しく知りたい方は、廿日市市ホームページに掲載している「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(概要版)」をご確認ください。

特別警報

避難情報や避難情報の発令基準について詳しく知りたい方は、廿日市市ホームページに掲載している「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(概要版)」をご確認ください。

まずは情報や状況を確認！

自宅や自宅周辺は災害危険箇所の中？外？

被災時に孤立しない？

避難場所まで時間がかかる？

屋外の状況は？

今後の雨の降り方は？

Check! 土砂災害危険度情報

広島県内を5km四方のメッシュに分割し、地域の詳細な土砂災害発生危険度を表した情報です。

詳しくは地図面で！

確実に安全が確保できるなら

自宅の安全な部屋で待機

就寝中に土砂災害が発生する場合があります。がけから離れた2階の部屋に寝るなど日頃から注意しておきましょう。

情報は常に確認！

自宅で安全が確保できない場合は…

避難場所や安全を確保できる場所への移動

避難時の注意事項 point!

避難時の服装は？

- 天候や周辺状況の急変に注意!
避難中に雨の降り方や周辺状況が急変した場合は、近くの安全な場所で待機してください。
- 避難経路の路面状況に注意!
側溝やマンホールから水が溢れるなど、路面が泥水で浸水している場合があります。やむを得ず浸水箇所を通る場合は、長い棒を使い足元を確認しながら歩きましょう。
- もしも土砂災害に遭遇したら…!?
がけ崩れの場合は斜面からできるだけ速くに逃げましょう。土石流の場合は土砂の流れる方向に対して、直角に逃げましょう。

非常時持ち出し品を持ってよう！

- ヘルメットや防災頭巾で頭を保護!
- 動きやすく肌を保護できる服を着用!
- 履き慣れた靴を着用! 紐で締められる運動靴が脱げにくいので理想的!
- 軍手を着用!

非常時持ち出し品リスト

●自分で背負うことのできる重さにしましょう。
 ●離ればなれになったときに、荷物は各自のリュックで準備しましょう。

食料品 ※3日分が目安(できれば1週間分)	□飲料水	□缶詰	□レトルト食品	□栄養補助食品
衣料・生活用品	□アメ・チョコレート	□保存食	□()	□()
医療用品	□下着	□靴下	□軍手	□着替え(上下)
貴重品	□毛布	□タオル	□ラップ	□ティッシュ
	□マッチ・ろうそく・ライター	□筆記用具・メモ帳	□()	□()
	□缶きり	□充電器	□予備電池	□()
	□常備薬	□包帯	□ガーゼ	□絆創膏
	□処方薬(名称:)	□()	□()	□()
	□現金(小銭も忘れずに)	□預金通帳	□保険証	□印鑑
	□身分証	□()	□()	□()

廿日市市 避難判断マニュアル 検索



阿品・阿品台地区

土砂災害ハザードマップ

廿日市市
平成31年3月作成

まずは地図上で「自宅」を見つけて、どのような危険があるかを確認してください！

※このハザードマップは大雨による土砂災害を想定しています。日頃の防災活動にお役立てください。
※避難行動は「避難準備・高齢者等避難開始」発令時を基本としてください。

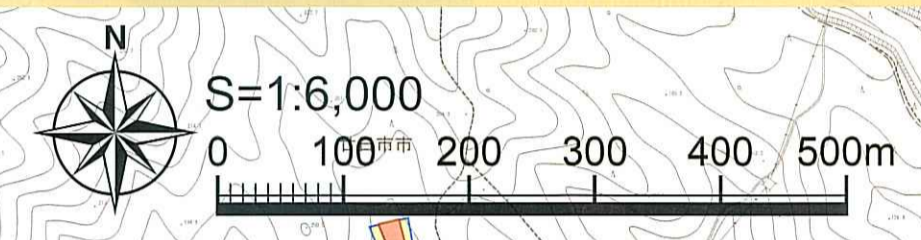
緊急時の連絡先

廿日市市役所	0829-20-0001 (代表)
阿品市民センター	0829-36-3630
阿品台市民センター	0829-39-4338
大野東市民センター	0829-56-1013

ハザードマップに関するお問い合わせ
廿日市市 総務部 危機管理課
住所：廿日市市下平良一丁目11-1
電話：0829-30-9102

市外局番からの電話番号
「被災地の方」は自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、「被災地以外の方」は連絡を取りたい被災地の方の電話番号をダイヤル

災害用伝言ダイヤル
伝言を録音する
伝言を再生する
局番なしで「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって…
「1」を選択
「2」を選択
録音 30秒
再生 30秒



土砂災害危険度情報と避難情報の発令

廿日市では「土砂災害危険度情報(土砂災害警戒メッシュ情報)」を避難情報発令基準の一つとしています。土砂災害危険度情報とは、広島県内を5kmメッシュ(格子)に区切り、メッシュ内の地域ごとに土砂災害発生危険度を示したものです。

土砂災害危険度の画面例

- 土砂災害危険度の凡例
 - 実況で基準値超過
 - 1時間後に基準値超過
 - 2時間後に基準値超過
 - 3時間後に基準値超過
 - 大雨警戒(土砂災害)基準超過
 - 大雨注意報基準超過

※阿品・阿品台地区はこのメッシュの着色により危険度を判断してください
※土砂災害発生危険性が無い場合は無色です

大雨警戒(土砂災害)が発令され、土砂災害危険度情報の基準を2時間後に超過(■)すると予測される場合、雨量状況を加味して「避難準備・高齢者等避難開始」が町丁目単位で発令されます。

土砂災害危険度情報は、パソコンまたはスマートフォンで検索していただくか、テレビ(NHK広島放送局)のデータ放送(dボタン)でご確認ください。

土砂災害の凡例

地上の凡例	土砂災害
 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域

定義

- 土砂災害特別警戒区域：建物や破壊され、人命に大きな被害が生ずるおそれがある区域
- 土砂災害警戒区域：土砂災害のおそれがある区域

区域指定の基準

急傾斜地の高さ(h)
10m以内
急傾斜地の下端
傾斜度30度以上
急傾斜地の下端
2h以内(ただし50mを超える場合は50m)

土砂流のおそれのある渓流
扇頂部
勾配が2度まで

災害危険箇所は、避難を中心とした防災対策を進めるためのものであり、災害や被害の発生範囲を決定するものではありません。区域内外に関わらず、早めの避難を心がけてください。

マーク等の凡例

避難情報	その他
<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所(土砂災害時に開設する) 指定緊急避難場所(土砂災害時に開設しない) 指定避難所 福祉避難所 避難ルート 	<ul style="list-style-type: none"> 集会所 防災行政無線 要配慮者利用施設 廿日市消防西分署 阿品台交番 治山堰堤 鉄道 地区境界

● 指定緊急避難場所とは、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所です。
● 指定避難所とは、災害により自宅に戻ることができない場合などにおいて、一定期間避難生活を送る施設です。
● 福祉避難所とは、高齢者や障がいのある人などのうち、特別の配慮を必要とする人が避難する施設です(健康者だけの避難は原則できません)。
● 砂防堰堤とは、土石流などの土砂を受け止めることで、被害の軽減を図ることを目的とした施設です。
● 治山堰堤とは、森林の前壊を防止するなど、山の維持・造成を図ることを目的とした施設です。
※この地区に砂防堰堤はありません

降雨時の阿品川の様子

※雨天時は阿品川の水位も上昇します。早めに避難行動をとってください。
※増水時や越水している場合は、決して川に近づかないでください。

2018年8月16日撮影

地域からの意見による注意箇所

- 日頃気になる箇所
 - 水害注意箇所
 - 通行時注意する道
 - 注意する川・水路
 - 水があふれやすい箇所
 - 水がたまりやすい箇所
 - がけ・斜面の注意箇所
- 過去に災害が発生した箇所
 - がけ崩れ
 - 平成30年7月豪雨による被害

指定緊急避難場所の開設と注意事項

※「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、自宅周辺の災害危険箇所を確認した上で、指定緊急避難場所への移動や自宅での安全確保など、避難行動を開始してください。
※避難情報発令の基準はハザードマップ凡例の「土砂災害危険度情報と避難情報の発令」を参考にしてください。

避難準備・高齢者等避難開始の発令時は 市民センターから開設されます

※指定緊急避難場所などの開設は市民センターから行い、災害の規模に応じ小中学校などを開設していきます。
※指定緊急避難場所・指定避難所は災害の種類ごとに指定しています。各避難所の詳しい情報は、廿日市市ホームページをご確認ください。

※自主防災組織や町内会などで市民センター以外の施設を避難所として自主的に開設することもできます。

地域意見による 自主開設の対象施設

- 阿品台西小学校
- 阿品台二丁目集会所

注意
緊急の場合はマップ上の指定緊急避難場所などにとらわれず近くの安全な場所に避難してください。

